

2018 年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生
学部留学生（大学推薦）〔特別枠（2014 年度採択）〕

＜推薦に当たっての留意事項＞

はじめに

2018 年度大学推薦による国費外国人留学生（学部留学生〔特別枠（2014 年度採択）〕）の推薦の際には、今回の募集関係書類一式だけでなく、国費外国人留学生制度実施要項等も確認すること。

文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

→ 国費外国人留学生制度について：実施要項等

大学推薦に関して不明な点等があれば、適宜、国費外国人留学生御担当者から文部科学省まで、認識の相違を防ぐため必要事項を整理した上で原則メール（[ryuugaku\(a\)mext.go.jp](mailto:ryuugaku(a)mext.go.jp)）にて相談すること。

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 国費留学生係

TEL：03-5253-4111(内線 3358) E-mail：[ryuugaku\(a\)mext.go.jp](mailto:ryuugaku(a)mext.go.jp)

※(a)を@に変えて送信願います。

1 採用枠について

(1) 原則として、「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」の採択時にプログラムごとに通知した優先配置人数の範囲内で、大学からの推薦に基づき採用するが、文部科学省においては外形的要件（国籍、年齢、推薦可能者数、学業成績係数等）の確認を行うため、各大学は優先配置人数の範囲内において、募集要項に記載された要件を必ず満たす者を推薦すること。要件を満たさない者は審査対象としない。

(2) 特別枠で採用された者に関しては、標準修業年限に至る前に採択されたプログラムの優先配置期間が終了した場合、当該留学生の標準修業年限まで奨学金の支給を受けることができる。

2 推薦対象者について

推薦にあたっては次の点に留意すること。

(1) 日本国政府と国交のある国の国籍を有すること。（また、申請時に二重国籍等により、日本国籍を有する者でないことをよく確認すること。）

(2) 過去に国費外国人留学生であった者については、採用の対象とならない。

(3) 複数の大学による同一人物の 2018 年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生 学部留学生（大学推薦）への重複推薦及び日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度（留学生交流支援制度）との併給は、認めない。重複申請又は併給が判明した場合、その候補者にかかる全ての推薦を受理しない。また、大学の推薦方法に問題がある場合は、当該大学の候補者全ての採用を行わないこともある。

重複推薦を防ぐため、文部科学省への推薦前に、学内選考の結果「2018 年度奨学金支給開始」

の「日本政府（文部科学省）奨学金制度のプログラム」に推薦予定であること及び文部科学省へ重複推薦された場合は全てのプログラムにおいて国費外国人留学生に採用されないことを候補者に通知し、当該大学から推薦される意思があるかメールや書面等記録の残る形で確認すること。

推薦後は、2018年4月中旬までに、当該大学から推薦されたことをメールや書面等記録の残る形で候補者に通知すること。

(4) 募集要項「1(8)⑤」の「奨学金支給期間開始前に帰国すること」とは、奨学金支給期間2か月程度前から奨学金支給期間開始月までの間に帰国することをいう。申請時において、帰国することが確実であることを、確認すること。

3 学内募集・選考等

(1) 留学生の質の確保・向上という観点から、各大学において特に優秀な留学生の募集に努めること。

(2) 選考は全学的な選考委員会等を設置し、客観的な選考基準により行うこととし、募集・選考に関する資料を申請書等と併せて提出すること。（募集要項「5(3)」を参照。）特に、募集・選考に関する資料の中で特別プログラムへの応募者数、採用者数などについても記載すること。

なお、候補者に対しては、当該大学教員が、可能な限り面接を実施すること。（面接を行うことができない場合は、電話・メール等によるインタビューを適切に実施すること。）

(3) 推薦可能者数は、特別プログラム採択時に文部科学省が通知した優先配置人数とする。

(4) 採択プログラム別に、候補者に推薦順位を付した上で推薦すること。

(5) 特別枠については、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」（報告書）において、我が国の更なる発展を図るため整理された重点地域からの外国人留学生の受入れを重視しており、また、候補者が重点地域以外の特定国に偏ることがないように、以下の基準により推薦すること。なお、重点地域の国については、（独）日本学生支援機構のホームページにて確認可能。

【重点地域及び留学コーディネーター配置国・地域一覧】

http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosh/study_j/scholarship/shoureihi/_icsFiles/afielddfile/2017/10/23/h30jutenkokulist.pdf

- ① 重点地域以外の国籍国からの推薦者数は、採択プログラム毎に、推薦者数全体の25%以下とすること。
- ② プログラムが重点地域以外の国を対象として採択されている等、重点地域以外からの推薦が推薦者数全体の25%以下とならない場合は「重点地域以外からの推薦者の割合に関する理由書【別紙様式5】」を提出すること。
- ③ 選考においては当該理由を考慮し、弾力的に扱う場合もあるが、単に学生が優秀であるためというような理由は認めない。（学生の学内選考における順位や優秀さについては、理由書に記載しないこと。）

4 文部科学省への推薦について

(1) 申請書類については、必ず文部科学省のウェブページに掲載する最新の様式を使用すること。

(2) 別紙様式1及び2については、電子データも提出期間内にメールにて提出すること。ファイル名は、大学番号(6桁)に大学名、特別枠、プログラム番号を付けることとし、メールの件名も例のとおり記入すること。

(例) メール の 件名 : 123456 大学推薦〇〇大学 (学部 2014 特別)

ファイル名 : 123456 大学推薦〇〇大学 (学部 2014 特別) 14xxx

(3) 申請留学生の氏名(中国人留学生は必ず漢字表記を付すこと。(電子データで漢字が表記できない場合はカタカナ表記とすること。))、生年月日、国籍、住所等については、査証申請・入国管理手続きの観点から、誤記が無いよう十分に注意すること。

(4) 「募集要項5(3)①」に示した文部科学省への提出書類ア～カは、公文書に添付すること。(公文書は採択プログラム毎に1枚とすること。)

(5) 「カ 申請書」は、個人ごとに左肩ホチキス止めし、プログラム毎に1部の書類を別紙様式番号順に並べた後(イ→エ→オ)、申請者毎に1部の書類を推薦順位順に並べた上で別紙様式番号順(ア→ウ→カ)に並べ、まとめて角2封筒に封入すること。

(6) 封筒の表面に、「大学番号(6桁) 大学推薦(学部 2014 特別) プログラム番号 申請書類在中」と朱書きすること。また、必ず採択プログラム毎に封筒を分けること。

(7) 申請書類の提出期間

2018年4月期渡日者

提出期間：2018年1月9日(火)～2018年1月11日(木) 必着

提出期限以降の書類提出及び差し替えは一切認めないので留意すること。

提出後の申請取り下げ、追加申請及び推薦順位繰り上げは認めない。

(8) 申請書類の提出先

書類提出先： 〒112-0014 東京都文京区関口1-24-8 東宝江戸川橋ビル5階
テントセント株式会社 国費受付係

電子データ提出先： daigaku2018(a)tentosento.com

※ 書類を郵送する際は、簡易書留又は宅配便等、配達記録の残る方法をとること。

※ 上記の提出期間中に提出されなかった場合、原則として提出を受け付けないが、天災及び突発的な戦乱等の特別な事情により上記の提出期間中に提出ができない場合には、遅延が判明した時点で文部科学省へ相談すること。

※ 電子データの送信に際しては必ずパスワードを設定のうえ、提出すること。パスワードについては、(独)日本学生支援機構が発出した「平成29年度国費外国人留学生に係る『給与(奨学金)』『渡日・帰国旅費』『期間終了後調査』及び『教育費』について(通知)」(平成29年3月7日付け学支国奨第484号)にて通知したパスワードを設定すること。

※ 上記電子データ提出先の(a)は、@に変えて送信すること。

5 採用方針について

「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」の採択時に通知した国費外国人留学生の優先配置人数の範囲内で採用する。なお、所定の人数を超過して推薦した場合は、重点地域割合のルールに沿って、推薦順位上位者から採用する。

6 その他

(1) 結果通知については、以下の日を目途に推薦のあった大学に対し文書にて通知する。

2018年4月期渡日者

結果通知：2018年2月中（予定）

(2) 文部科学省からの結果通知前から辞退の意思がある者については、採用となった場合にのみ、速やかに辞退手続きを行うこと。

(3) 大学推薦による採用者は、当該大学で教育・研究指導を受けることを条件とし、他大学への転学は認めていないので予め候補者に周知すること。

(4) 大学推薦により採用された者の教育費（授業料、入学金、検定料等）については、当該大学の負担とする。

(5) 2016年度募集より、個人情報についての規定を設けている。日本政府の実施する留学生事業（就職支援、留学中の支援、留学終了者のフォローアップ、留学生制度の改善）への利用及び外国人留学生の受入れ促進に向けた広報への利用を目的として想定している。例年採用時に提出を求める誓約書にて承諾を求めるため、予め候補者に周知すること。